

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月30日

【計算期間】 第7期中（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

【ファンド名】 ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207
(Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1207, a Series Trust of Nomura Select Series Trust)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Director and Conducting Officer, Jean-François Caprasse)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ
ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1 - 1 - 1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1 - 1 - 1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1025

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207 (Nomura Select Series Trust - Nomura Manager Select 1207, a Series Trust of Nomura Select Series Trust)（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2018年9月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時 価 合 計 (米ドル)	投 資 比 率 (%)
債券	英国	2,858,512	101.10
現金およびその他の資産（負債控除後）		-31,180	-1.10
純 資 産 総 額		2,827,332 (320,223,622円)	100.00

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- (注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (注3) 米ドルの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.26円）によります。以下、米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2017年10月1日から2018年9月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

（Ａクラス受益証券）

	純資産総額	1口当り純資産価格
	(円)	(円)
2017年10月末日	236,254,375	6,599
11月末日	222,555,445	6,488
12月末日	206,884,733	6,445
2018年1月末日	193,559,251	6,452
2月末日	185,290,037	6,411
3月末日	184,033,971	6,368
4月末日	172,850,715	6,218
5月末日	165,623,866	6,180
6月末日	159,344,366	6,176
7月末日	145,938,000	6,132
8月末日	141,757,217	5,956
9月末日	127,250,091	5,974

（Ｂクラス受益証券）

	純資産総額	1口当り純資産価格
	（円）	（円）
2017年10月末日	42,460,535	9,875
11月末日	41,426,331	9,634
12月末日	41,500,510	9,651
2018年1月末日	40,108,869	9,328
2月末日	39,287,527	9,137
3月末日	38,880,063	9,042
4月末日	38,954,715	9,059
5月末日	38,692,237	8,998
6月末日	39,443,422	9,173
7月末日	39,424,413	9,168
8月末日	33,890,877	8,919
9月末日	34,858,322	9,173

（Ｃクラス受益証券）

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2017年10月末日	281,044.17	31,831,063	68.55	7,764
11月末日	276,792.44	31,349,512	67.51	7,646
12月末日	275,566.62	31,210,675	67.21	7,612
2018年1月末日	276,046.19	31,264,991	67.33	7,626
2月末日	274,429.83	31,081,923	66.93	7,580
3月末日	273,138.45	30,935,661	66.62	7,545
4月末日	267,169.45	30,259,612	65.16	7,380
5月末日	266,296.14	30,160,701	64.95	7,356
6月末日	266,697.47	30,206,155	65.05	7,368
7月末日	265,573.64	30,078,870	64.77	7,336
8月末日	258,754.76	29,306,564	63.11	7,148
9月末日	260,115.90	29,460,727	63.44	7,185

（Ｄクラス受益証券）

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	（豪ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）
2017年10月末日	1,794,501.07	143,990,766	76.04	6,101
11月末日	1,766,395.64	141,735,586	74.85	6,006
12月末日	1,759,690.45	141,197,562	74.56	5,983
2018年1月末日	1,680,751.84	134,863,528	74.70	5,994
2月末日	1,671,416.66	134,114,473	74.29	5,961
3月末日	1,663,296.45	133,462,907	73.92	5,931
4月末日	1,626,194.06	130,485,811	72.28	5,800
5月末日	1,620,523.42	130,030,799	72.02	5,779
6月末日	1,620,789.14	130,052,121	72.04	5,780
7月末日	1,613,525.77	129,469,308	71.71	5,754
8月末日	1,570,404.06	126,009,222	69.80	5,601
9月末日	1,579,461.11	126,735,959	70.20	5,633

（注） 豪ドルの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝80.24円）によります。

【分配の推移】

（Ａクラス受益証券）

期間	分配金（円）
2017年10月1日から2018年9月末日	0

（Ｂクラス受益証券）

期間	分配金（円）
2017年10月１日から2018年９月末日	0

（Ｃクラス受益証券）

期間	分配金（米ドル）
2017年10月１日から2018年９月末日	0

（Ｄクラス受益証券）

期間	分配金（豪ドル）
2017年10月１日から2018年９月末日	0

【収益率の推移】

（Ａクラス受益証券）

期間	収益率（％）（注）
2017年10月１日から2018年９月末日	-10.54

（Ｂクラス受益証券）

期間	収益率（％）（注）
2017年10月１日から2018年９月末日	-7.63

（Ｃクラス受益証券）

期間	収益率（％）（注）
2017年10月１日から2018年９月末日	-8.36

（Ｄクラス受益証券）

期間	収益率（％）（注）
2017年10月１日から2018年９月末日	-8.52

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2018年９月末日現在の受益証券１口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2017年９月末日現在の受益証券１口当り純資産価格

2【販売及び買戻しの実績】

2017年10月1日から2018年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aクラス受益証券	0 (0)	15,000 (15,000)	21,300 (21,300)
Bクラス受益証券	0 (0)	500 (500)	3,800 (3,800)
Cクラス受益証券	0 (0)	0 (0)	4,100 (4,100)
Dクラス受益証券	0 (0)	1,600 (1,600)	22,500 (22,500)

(注) ()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.26円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207

純資産計算書

2018年 8月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産の部			
投資有価証券—純資産額 （取得価額：4,026,000米ドル）	2、3	2,951,461	334,282
銀行預金		157,177	17,802
現金および現金同等物に係る利息		3	0
資産合計		3,108,641	352,085
負債の部			
先渡為替契約未実現損失	14	42,196	4,779
未払費用	10	85,541	9,688
負債合計		127,737	14,467
純資産		2,980,904	337,617

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券（日本円）	5,956	23,800	141,757,217
Bクラス受益証券（日本円）	8,919	3,800	33,890,877
Cクラス受益証券（米ドル）	63.11	4,100	258,755
Dクラス受益証券（豪ドル）	69.80	22,500	1,570,404

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207

発行済受益証券数の変動表
2018年8月31日に終了した期間

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	28,900
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(5,100)
期末現在発行済受益証券数	23,800

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	4,300
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(500)
期末現在発行済受益証券数	3,800

Cクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	4,100
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	0
期末現在発行済受益証券数	4,100

Dクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	22,500
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	0
期末現在発行済受益証券数	22,500

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207

財務書類に対する注記

2018年8月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）が締結した2009年12月10日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する、複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律には服さず、また、ルクセンブルグ当局による監督下にもない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207（「ファンド」）は、マスター信託証書および2012年5月10日付追補証書に従い組成されているシリーズ・トラストである。

ファンドの投資目的は、主に（ただし、これに限定せず）分離口座および／またはUCITSのパフォーマンスに連動する収益を追求することである。

管理会社は、ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーが発行した米ドル建て2019年満期エクイティリンク償還債券（「本債券」）にファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指す。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、野村ホールディングス株式会社により保証されている。

ファンドは、2019年2月28日に償還することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に記載の状況下において、早期に償還することまたは償還が延期されることがある。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

関連する計算日より前に本債券の価格（「公式債券価格」）を入手することを前提に、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日におけるファンドの純資産価格（「純資産価格」）を米ドルで計算する。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算する。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2018年8月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル＝ 1.37865豪ドル

1米ドル＝ 0.85716ユーロ

1米ドル＝ 110.95499円

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 本債券への投資

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（ファンドの設立に関する費用ならびにファンドの期中の手数料および費用の総額を控除後）は、本債券に投資される。本債券へ投資しないファンドの資産は、現金および現金同等物で保有する。

本債券の投資収益は、2012年5月4日にケイマン諸島において有限責任会社として設立されたノムラ・アカウント・セレクト 1207（「参照ファンド」）が発行した米ドル建てクラス証券（「参照ファンド証券」）のパフォーマンスに連動する。参照ファンドが投資する分離口座およびUCITSは、ノムラ・インベストメント・カンパニー（バミューダ）リミテッドにより選定されている。

参照ファンドの投資目的は、（ ）通常様々な分離口座を提供する1つまたは複数のプラットフォーム（マネージド・アカウント・プラットフォーム。以下「分離口座プラットフォーム」という。）を通じて作成される分離口座（マネージド・アカウント。以下「分離口座」という。）および/または（ ）欧州連合および欧州経済地域内の各法域で導入された、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「UCITS通達」という。）に基づく関連法で規制されたUCITSに主に（ただし、これに限定せず）投資することにより、収益を追求することである。

本債券への投資は、2018年8月31日現在2,951,461米ドル（純資産の99.01%）で評価されている。2017年12月31日現在では参照ファンドの純資産の69.69%が、容易に確認することのできる公正価値がない状況で参照ファンドの投資顧問会社によって評価された。2017年12月31日現在の参照ファンドの監査済財務諸表は、当該事項において限定付適正意見が付された。

注4 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注6 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を4,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

保管会社はまた、ファンドに関し保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、最低年間報酬を28,000米ドルとし、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.14%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に米ドルで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産価格の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員が、ファンドに関して負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払う。

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	782
代行協会員報酬	3,125
事務代行会社報酬	7,000
保管会社報酬	1,000
コルレス銀行報酬	6,128
受託会社および管理会社報酬	156
弁護士報酬	536
海外登録費用	4,249
専門家報酬	32,000
その他事務管理費用	475
清算費用	30,090
未払費用	85,541

注11 - 分配

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定である。しかし、管理会社は、受託会社と協議の上、各クラス受益証券の受益者に対し、各クラス受益証券の受益者が保有する該当クラスの受益証券の口数に応じて、該当クラスに帰属するファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配を行う場合は、分配基準日においてその名前および適用されるクラスの受益証券がファンドの受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2018年8月31日に終了した期間において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注13 - 募集および買戻し

受益証券の募集

ファンドは、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券、Cクラス受益証券およびDクラス受益証券の4つの受益証券を発行した。

受益証券は、2012年7月9日から2012年7月26日（当日を含む。）までの期間（「募集期間」）に募集が行われた。

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各評価日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消すことができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われる。買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該評価日に該当する月の8日（またはその日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要がある。

注14 - 先渡為替契約

2018年8月31日現在、ファンドの未決済先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 (米ドル)
米ドル	112,959	日本円	12,360,000	2018年11月28日	850
米ドル	138,889	日本円	15,330,000	2018年11月28日	(158)
日本円	15,330,000	米ドル	138,262	2018年9月27日	164

豪ドル	1,620,523	米ドル	1,194,563	2018年11月28日	(18,876)
日本円	159,443,866	米ドル	1,470,385	2018年11月28日	(24,176)
					<u>(42,196)</u>
					<u><u>(42,196)</u></u>

（２）【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当事項はありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・マネージャー・セレクト 1207

投資有価証券明細表

2018年8月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合（％）
英国					
債券					
米ドル	4,026,000	ノムラ・バンク・ インターナショナル 0 % 07/02/19	4,026,000	2,951,461	99.01
			4,026,000	2,951,461	99.01
		英国合計	4,026,000	2,951,461	99.01
投資有価証券合計			4,026,000 (455,984,760円)	2,951,461 (334,282,473円)	99.01

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,816万円）で、2018年9月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約321万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、（ ）投資信託の運用に関する2010年12月17日付ルクセンブルグ投信法（改訂済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章に規定される管理会社として、および（ ）オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（改訂済）（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- （a）2010年法の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/ECに従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理を行うこと、およびその他のルクセンブルグ国内外における投資信託（以下「UCI」といいます。）の追加的管理を行うこと
- （b）2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を提供しているUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対しても、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2018年9月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

（2018年9月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・クラスの本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,486,463,414.84米ドル
		2	2,609,566,113.65豪ドル
		1	101,139,106.05カナダドル
		1	544,457,879.72ニュージーランドドル
		1	59,493,913.96英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	16	1,047,866,424.96米ドル
		6	136,112,879.26ユーロ
		14	220,334,260,792円
		9	616,878,160.78豪ドル
		4	18,183,667.13カナダドル
		5	236,284,971.54ニュージーランドドル
		3	12,355,826.20英ポンド
		1	1,176,752.83メキシコ・ペソ
		1	4,873,754.53トルコ・リラ

ケイマン諸島	その他のファンド	8	446,363,388.24米ドル
		4	1,332,378,442円
		4	489,150,376.40豪ドル
		3	154,031,007.37ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社の権利および義務は、信託証書（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の保管、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

管理会社は、信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、自然人、機関、会社または法人（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）の関係者を含みます。）のいずれに対しても委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社の資産はファンドの資産から分離されていますが、これは、すべてのファンドの将来の債権者に対し、かかる債権者が取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債の返済を得るために引当てとできる資産を、ファンドの資産のみに限定するものです。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産のみを引き当てとする権利を有します。ただし、管理会社は、自らの現実の詐欺または故意の不履行による作為または不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求については、かかる権利を有しません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量のもとに適切と判断する契約（上記の補償に関する条項を含みます。）を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により辞任することができます。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を提出した場合、または管理会社が（任意か強制かを問わず）清算手続に入り、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適切な後任と認める後任の管理者を特定することができない場合、受託会社は、後任の管理者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、受益者の決議によりいつでも、管理会社を解任し、後任の管理者を任命することができます。

管理会社は、辞任または解任の後も、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）【その他】

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2018年10月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「会社」という。）の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2018年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、財務書類の監査に関する倫理上の要件とルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、会社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は会社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・会社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、会社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場

合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、会社の継続性を終了させる可能性がある。

- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2018年5月17日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 17, 2018

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2017年5月30日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 30, 2017

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2018年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2018年３月31日		2017年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有される投資	10	—	—	4,000,567	513,793
流動資産					
債権					
売上債権					
a) １年以内期限到来		307,943	39,549	341,652	43,878
銀行預金および手元現金	9	8,922,986	1,145,979	4,645,136	596,575
		9,230,929	1,185,528	4,986,788	640,453
前払費用		26,250	3,371	18,750	2,408
資産合計		9,257,179	1,188,899	9,006,105	1,156,654
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	48,161	375,000	48,161
準備金		767,500	98,570	652,500	83,801
１．法定準備金	4	37,500	4,816	37,500	4,816
４．公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	4	730,000	93,754	615,000	78,984
繰越損益	4	7,343,211	943,089	6,961,171	894,023
当期損益		182,099	23,387	497,040	63,835
		8,667,810	1,113,207	8,485,711	1,089,820
引当金					
納税引当金	5	373,240	47,935	302,559	38,858
		373,240	47,935	302,559	38,858
債務					
買掛債務					
a) １年以内期限到来	6	177,802	22,835	186,363	23,935
その他債務					

a) 税務当局	9,997	1,284	12,059	1,549
b) 社会保障当局	28,330	3,638	19,413	2,493
	<u>216,129</u>	<u>27,757</u>	<u>217,835</u>	<u>27,977</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,257,179</u>	<u>1,188,899</u>	<u>9,006,105</u>	<u>1,156,654</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2018年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2018年3月31日		2017年3月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	7、9	1,161,839	149,215	1,452,281	186,516
6 . 人件費		(841,274)	(108,045)	(827,098)	(106,224)
a) 給与および賃金	8	(768,591)	(98,710)	(756,938)	(97,214)
b) 社会保障費	8	(72,683)	(9,335)	(70,160)	(9,011)
) 年金関連		(44,339)	(5,694)	(42,766)	(5,492)
) その他社会保障費		(28,344)	(3,640)	(27,394)	(3,518)
8 . その他営業費用		(35,024)	(4,498)	(25,000)	(3,211)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b) その他収益		2,567	330	1,999	257
11 . その他未収利息および類似収益					
b) その他利息および類似収益		54,658	7,020	31,710	4,073
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	9	(15,650)	(2,010)	(15,419)	(1,980)
b) その他利息および類似費用		(73,801)	(9,478)	(34,079)	(4,377)
15 . 損益に係る税金	5	(66,535)	(8,545)	(82,539)	(10,600)
16 . 税引後損益		186,780	23,988	501,855	64,453
17 . 1 から16に表示されないその他税金		(4,681)	(601)	(4,815)	(618)
18 . 当期利益		182,099	23,387	497,040	63,835

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2018年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（修正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2018年3月31日および2017年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171
前期の損益	—	—	497,040
富裕税準備金の純取崩し	—	(85,000)	85,000
富裕税準備金	—	200,000	(200,000)
2018年3月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211

法定準備金

ルクセンブルクの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税（「NWT」）の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、NWT最低額（前年度の法人所得税（「CIT」）控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースのNWTと比較することにより、会社が所定の年度におけるNWTを軽減できる旨を定めた通達（circular l.Fort n51）（「通達」）を2016年7月25日に公表した。NWTとして、会社は、前述の金額（控除後のNWT最低額）または連結納税ベースのNWTのうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2018年3月31日現在、配当不可能準備金は合計730,000ユーロ（2017年3月31日：615,000ユーロ）であり、これは、2012年から2017年までの間に富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2017年6月13日に行われた年次総会により、2011年の富裕税準備金の全額である85,000ユーロが取り崩され、2017年度の富裕税準備金として200,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を2008年度以降連結グループの筆頭として、当社は、ルクセンブルグの所得税法第164bis条に定める連結納税制度（連結グループ）を利用していた。2017年3月31日付でノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の連結納税制度が終了した後は、当社は単体の企業として課税されている。

注6 - 債務

2018年3月31日および2017年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総損益

2018年3月31日および2017年3月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2018年3月31日 (ユーロ)	2017年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,308,526	1,587,246
リスク管理報酬	67,083	87,500
その他報酬	52,000	29,502
その他対外費用	(265,770)	(251,967)
	<u>1,161,839</u>	<u>1,452,281</u>

2018年3月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬94,981ユーロ（2017年3月31日：103,187ユーロ）、海外規制費用21,679ユーロ（2017年3月31日：48,138ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬53,952ユーロ（2017年3月31日：30,701ユーロ）、弁護士報酬の払戻し(5,894)ユーロ（2017年3月31日：弁護士報酬21,629ユーロ）およびその他費用101,052ユーロ（2017年3月31日：48,312ユーロ）により構成されている。

注8 - スタッフ

2018年3月31日および2017年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2018年3月31日および2017年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。2018年3月31日に終了した事業年度につき、年額92,500ユーロ（2017年3月31日に終了した事業年度：100,000ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 金融資産

固定資産として保有される投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有される投資の増減の概要は、以下のとおりである。

	2018年3月31日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	4,000,567
期中取得額	15,001,688
期中処分額	(19,002,255)
期末現在	—
評価調整	
期首現在	—
期中評価調整繰戻額	—
期末現在	—
期末現在純評価額	—
期末現在市場価格	—

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2018年3月31日現在、約9,767百万ユーロである（2017年：11,871百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2018
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10	---	4,000,567
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		307,943	341,652
Cash at bank and in hand	9	8,922,986	4,645,136
		9,230,929	4,986,788
PREPAYMENTS		26,250	18,750
TOTAL (ASSETS)		9,257,179	9,006,105
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		767,500	652,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	4	730,000	615,000
Profit or loss brought forward	4	7,343,211	6,961,171
Profit or loss for the financial year		182,099	497,040
		8,667,810	8,485,711
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	373,240	302,559
		373,240	302,559
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	177,802	186,363
Other creditors			
a) Tax authorities		9,997	12,059
b) Social security authorities		28,330	19,413
		216,129	217,835
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		9,257,179	9,006,105

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Accounts
for the year ended March 31, 2018
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,161,839	1,452,281
6. Staff costs		(841,274)	(827,098)
a) salaries and wages	8	(768,591)	(756,938)
b) social security costs	8	(72,683)	(70,160)
<i>i) relating to pensions</i>		(44,339)	(42,766)
<i>ii) other social security costs</i>		(28,344)	(27,394)
8. Other operating expenses		(35,024)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		2,567	1,999
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		54,658	31,710
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,650)	(15,419)
b) other interest and similar expenses		(73,801)	(34,079)
15. Tax on profit or loss	5	(66,535)	(82,539)
16. Profit or loss after taxation		186,780	501,855
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,681)	(4,815)
18. Profit for the financial year		<u>182,099</u>	<u>497,040</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2018

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2018 and 2017, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171
Previous year 's profit or loss	---	---	497,040
Net release of net wealth tax reserve	---	(85,000)	85,000
Net wealth tax reserve	---	200,000	(200,000)
Balance as at March 31, 2018	37,500	730,000	7,343,211

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax ("NWT") as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax ("CIT") for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2018, the non-distributable reserve amounted EUR 730,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2012 to 2017 (March 31, 2017: EUR 615,000).

As per Annual General Meeting held on June 13, 2017, the 2011 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 85,000 and a net wealth tax reserve of EUR 200,000 was constituted for 2017.

Note 5 – Taxes

The Company benefited from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year. Following the expiry of the tax consolidation regime of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as at March 31, 2017, the Company henceforth is taxed as a single entity.

Note 6 – Creditors

As at March 31, 2018 and 2017, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at 31 March 2018 and 2017, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Management fees	1,308,526	1,587,246
Risk Management fees	67,083	87,500
Other fees	52,000	29,502
Other external charges	(265,770)	(251,967)
	<u>1,161,839</u>	<u>1,452,281</u>

As at March 31, 2018, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 94,981 (March 31, 2017: EUR 103,187), overseas regulation fees for EUR 21,679 (March 31, 2017: EUR 48,138), internal and external audit fees for EUR 53,952 (March 31, 2017: EUR 30,701), legal fees reimbursement for EUR (5,894) (March 31, 2017: legal fees for EUR 21,629) and other charges for EUR 101,052 (March 31, 2017: EUR 48,312).

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2017 and March 31, 2018, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions. Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2018 and March 31, 2017. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, as amended from time to time, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2018 (EUR 100,000 for the year ended March 31, 2017) is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

March 31, 2018
EUR

Acquisition cost	
at the beginning of the year	4,000,567
acquisitions during the year	15,001,688
disposals during the year	(19,002,255)
at the end of the year	---
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Reversal of value adjustments for the year	---
at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,767 million as at March 31, 2018 (2017: EUR 11,871 million).

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。